

平成25年9月1日から

動物の愛護及び管理に関する法律が改正施行され、
「終生飼養」についての飼い主の責任が明確になりました。

飼い主の責任が全うされていないと認められる
次のような場合については、**犬・猫の引取りを
お断りすることがあります。**

【犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合】

(根拠:動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項)

- ①犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- ②引取りを繰り返し求められた場合
- ③繁殖を制限するための措置に関する保健所の指示に従っていない場合
- ④犬猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- ⑤飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- ⑥あらかじめ譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合

※ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために引取りが必要と認められる場合は、この限りではありません。

犬猫の引取りについては、管轄の保健所にあらかじめ御相談ください。

動物は、最期まで愛情と責任をもって飼いましょう。